

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団

令和2年度 第2回理事会議事録（抄本）

1 開催日時

令和3年3月22日（月） 午前10時00分から午前10時40分まで

2 開催場所

新潟市水族館マリニピア日本海 2階団体休憩室(新潟市中央区西船見町 5932-445)

3 理事現在数及び定足数

現在数7人、定足数4人

4 出席理事数 6人

（出席） 高橋道映 理事長（代表理事）、近藤博 専務理事（代表理事）、堀内貞子 理事、石田克弥 理事、渡邊彩 理事、隅杏奈 理事

（欠席） 西源二郎 理事

5 出席監事数 2人

（出席） 中澤晃一 監事、山岸誠一 監事

6 その他出席者

（事務局） 石田孝 事務局長、加藤治彦 水族館長、野村卓之 副館長、大和淳 学びのデザイン課長、斎藤淳 管理課長、工藤隆生 文化政策課係長

7 決議事項

議案第1号 令和3年度公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 事業計画の承認について

議案第2号 令和3年度公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 予算の承認について

議案第3号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 職員就業規則の一部改定について

議案第4号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 一般嘱託職員就業規則の一部改定について

議案第5号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 再雇用嘱託職員就業規則の一部改定について

議案第6号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 無期嘱託職員就業規則の一部改定について

議案第7号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 一般臨時職員就業規則の一部改定について

議案第8号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 給与に関する規程の一部改定について

議案第9号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 退職金規程の一部改定について

8 報告事項

職務執行状況報告について

9 議事の経過の要領及びその結果

(1) 出席者の確認及び議長の選出

石田事務局長が出席者の紹介を行い、配付議案の確認をした。その後、定款並びに理事会運営規程に基づき高橋理事長が議長となり、高橋議長が開会宣言を行った。

(2) 理事の出席状況の確認及び議事録署名人の選出

高橋議長が、理事会運営規程に基づき事務局へ出席状況の報告を求め、石田事務局長より定款並びに理事会運営規程に規定する理事の過半数の出席を満たしており、本理事会は有効に成立している旨の説明があった。

議事録署名人は定款並びに理事会運営規程に基づき高橋理事長、近藤専務理事、中澤監事、山岸監事とし、議案の確認後、審議に移った。

(3) 議案第1号 令和3年度公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 事業計画の承認について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が事業計画についての説明を行った。

事業計画は、事業概要・公益目的事業（1 海洋・河川文化の普及啓発、調査研究及び保護継承事業、2 海洋・河川に生息する水生生物とその生息環境の展示及び飼育事業）・収益事業について説明がされた。

説明終了後、本議案に関して、次のとおり提案及び報告があった。

(渡邊理事) 興味深い内容で楽しみである。海洋保全という点で環境保全のメッセージを発信できる機関であるため、例えば収益事業の中の売店において、プラスチック製品を少しずつ減らしていくというような取り組みをメッセージとして発信できるのではないかと思う。

(事務局長) 取り組みを検討しなければならない事項であると認識している。

(野村副館長) ウミガラスの展示は、今月末に東京都葛西臨海水族園より搬入予定、準備中である。初めて取り扱う種であり、また鳥類はデリケートでもあるため、搬入後様子を見ながら一般公開する。

提案及び報告を経て、審議の結果、本議案は、出席理事の満場一致で原案どおり承認された。

(4) 議案第2号 令和3年度公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 予算の承認について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が予算についての説明を行った。

予算は、公益目的事業が指定管理料、啓発事業収入、補助金で、収益事業が施設管理に付帯するもの、法人会計は理事会・評議員会に関するものから構成され、また資金調達及び設備投資の見込についての説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(5) 議案第3号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 職員就業規則の一部改定について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が職員就業規則の一部改定についての説明を行った。

職員が心身の故障のため、長期の休養を要する時に休職を命ずることができる期間を変更する旨の説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(6) 議案第4号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 一般嘱託職員就業規則の一部改定について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が一般嘱託職員就業規則の一部改定についての説明を行った。

一般嘱託職員に支給する期末手当について定め、期末手当基準額を明確にし、併せて、在職期間が2か月に満たない場合は支給しない旨の説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(7) 議案第5号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 再雇用嘱託職員就業規則の一部改定について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が再雇用嘱託職員就業規則の一部改定についての説明を行った。

再雇用嘱託職員に新たに期末手当を支給することについて定め、支給要件を一般嘱託職員と同様とする旨の説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(8) 議案第6号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 無期嘱託職員就業規則の一部改定について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が無期嘱託職員就業規則の一部改定についての説明を行った。

無期嘱託職員に支給する期末手当について定め、期末手当基準額を明確にし、併せて、在職期間が2か月に満たない場合は支給しない旨の説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(9) 議案第7号 公益財団法人新潟市海洋河川文化財団 一般臨時職員就業規則の一部改定について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が一般臨時職員就業規則の一部改定についての説明を行った。

一般臨時職員に支給する給与について改定し、賃金を日給から月給に変更及び期末手当を新たに支給する旨の説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(10) 議案第8号 給与に関する規程の一部改定について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が給与に関する規程の一部改定についての説明を行った。

嘱託及び臨時職員との格差を是正するため地域手当を廃止するが、地域手当相当分は俸給月額等に加算することと、期末手当について、在職期間が2か月に満たない場合には支給しない。また、職員が休職される場合の結核性疾患の特例を廃止する旨の説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(11) 議案第9号 退職金規程の一部改定について

高橋議長が上記議案について、石田事務局長からの説明を提言した。これを受け、石田事務局長が退職金規程の一部改定についての説明を行った。

嘱託及び臨時職員との格差是正のため廃止する地域手当相当分を俸給月額に加算するが、退職金を算定する際にはその加算した額を減算する旨の説明がされた。

説明終了後、質問、意見等はなく、審議の結果、本議案は出席理事の満場一致で原案どおり可決承認された。

(12) 職務執行状況の報告事項について

高橋議長が上記報告事項について、近藤専務理事からの説明を提言した。これを受け、近藤専務理事が次の内容についての報告を行った。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について
- ・生物の飼育状況（カマイルカ・トド・バイカルアザラシ）について
- ・月次監査（外部）の報告について

報告終了後、質問、意見等は無かった。

以上をもって、全ての議案の審議及び報告を終了したので、議長は午前10時40分に閉会を宣言した。

上記の議事の経過の要領及びその結果が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和3年3月22日

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団

議長 代表理事 高橋 道映

代表理事 近藤 博

監 事 中澤 晃一

監 事 山岸 誠一
